

令和8年度山形県農薬危害防止運動実施要領

- 1 実施期間
令和8年6月1日（月）から8月31日（月）まで
- 2 実施主体
県、市町村、関係機関、関係団体等
（事務局：防災くらし安心部食品安全衛生課、農林水産部農業技術環境課）
- 3 重点指導項目
 - (1) 農薬使用前のラベルの確認
 - (2) 農薬使用者の事故防止
- 4 実施事項
 - (1) 広報活動及び普及啓発
広報誌、チラシ、インターネット、SNS等の多様な広報手段を活用した、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発
 - (2) 農薬使用者、農薬販売者等に対する適正な農薬の取扱いについての指導
 - ①農薬の適正使用・保管管理指導の徹底
 - ア. 農薬使用前のラベル（農薬登録番号、農薬使用基準、安全使用上の注意等）の確認
 - イ. 農薬使用基準（適用作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数）の遵守
 - ウ. 周辺作物への飛散防止対策
 - エ. 農薬使用前後の防除器具の点検と洗浄の徹底
 - オ. 土壌くん蒸剤使用時の安全確保対策
 - カ. 水田における農薬使用時の止水期間の徹底と適切な水管理
 - キ. 住宅地の周辺ほ場、公園等における危被害防止措置の徹底
 - ク. 航空防除（有人ヘリ、無人航空機）における危害防止の徹底
 - ケ. 保管庫の施錠等適正な保管管理による農薬の誤飲、盗難・悪用の防止
 - ②農薬使用者の健康管理指導
 - ア. 農薬の調整、散布及び防除器具の点検や洗浄時の適切な防護装備着用の徹底
 - イ. 農薬使用者に対する防除作業前後の健康管理の徹底
 - ③環境への被害防止対策指導
 - ア. ミツバチ等の有用昆虫に対する被害防止対策
 - イ. 魚類等水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策
 - ④栽培履歴や防除履歴の記帳指導
 - ⑤農薬の適正販売についての指導
農薬販売者に対する立入検査による指導の実施
 - ⑥不用農薬の回収及び不用農薬・空容器の適正処理
 - (3) 運動中に実施した取組み状況の効果や成果検証
 - (4) 医療機関等との連携
農薬中毒事故の把握
農薬中毒事故が発生した場合は、別紙様式第1号により医療機関から保健所に報告を受け、事故の内容を把握する。
なお、農薬中毒事故の把握は通年で実施する。
 - (5) 実施結果の報告
実施主体は、本運動実施期間終了後、別紙様式第2号に実施状況を記入し山形県農林水産部農業技術環境課まで報告する。
なお、報告を求める実施主体については、別紙のとおりとする。

別 紙

1 実施主体（報告を提出する関係機関）

- 県(18) 食品安全衛生課、水大気環境課、健康福祉企画課、農業技術環境課、
病虫害防除所、病虫害防除所庄内支所
各保健所（4）
各総合支庁産業経済部各農業技術普及課（8）
- 市町村(36) 県内市町村及び山形市保健所
- 関係団体(3) 山形県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会山形県本部
山形県適正農薬販売協会

2 協力依頼通知（報告を求めない関係機関）

- 県庁(16) 高等教育政策・学事文書課（私学宗務担当）、管財課、
循環型社会推進課、みどり自然課、県民文化芸術振興課、
スポーツ振興課、農政企画課、農産物販路開拓・輸出推進課、
県産米戦略推進課、園芸大国推進課、畜産振興課、水産振興課、
森林ノミクス推進課、都市計画課、道路保全課、交通プロジェクト推進課
- 警察本部(1) 生活安全部生活環境課
- 教育関係(1) 教育局教育政策課
- 公所(16) 東北農林専門職大学
東北農林専門職大学附属農林大学校
農業総合研究センター
農業総合研究センター園芸農業研究所
農業総合研究センター水田農業研究所
農業総合研究センター畜産研究所
農業総合研究センター養豚研究所
水産技術振興センター内水面水産研究部
森林研究研修センター
最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室
置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室
庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室
各総合支庁産業経済部森林整備課（4）

関係団体 (46) (一社) 山形県医師会
山形県病院協議会
(一社) 山形県薬剤師会
山形県学校薬剤師部会
山形県農業共済組合
各農業協同組合 (15)
山形県植物防疫協会
山形県航空防除協会
山形県産業用無人ヘリコプター安全対策連絡協議会
山形県内水面漁業協同組合連合会
山形県森林組合連合会
南東北たばこ耕作組合
山形県南ホップ農業協同組合
山形ホップ組合
各青果市場 (15)
山形県緑化事業協同組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会山形県支部
山形県ゴルフ連盟